

京都伝統文化の体験交流広場開催事業 業務委託に係る質問及び回答について

質 問	回 答
<p>1 八幡市文化センター小ホールの椅子について、HPには可動式と記載がありますが、椅子は全て取っ払ってフラットな状態になるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
<p>2 小ホールの図面をご提供いただけませんか。 (大ホール分はHPに掲載されており、その小ホール分がいただきたい)</p>	<p>京都府ホームページに公開しますので、下記から御確認ください。(図面提供元：八幡市文化センター) https://www.pref.kyoto.jp/bunsei/news/puroposal-kouryuhiroba.html</p>
<p>3 ■対象である子ども達の年齢層 プログラムの体験参加を想定される子どもの年齢層は何歳前後ですか。</p>	<p>小中学生（6歳～15歳）を想定しています。</p>
<p>4 ■体験参加人数 想定されている参加者数（子どもの人数）は何人ですか。 あわせて1プログラムあたりの平均定員は何人を想定していますか。</p>	<p>子どもの人数は、200人程度を想定しています。 1プログラムあたりの平均定員は、15人～45人程度を想定しています。</p>
<p>5 ■「地域」の特定 仕様書；2 業務内容（1）の記載の「（地域で伝統文化等の、、、）」の“地域”は、開催場所である八幡市を指しますか。大きなエリア（京都府南部など）を指しますか。</p>	<p>地域については、八幡市だけでなく、京都府内の各地域を対象としています。</p>
<p>6 ■実施団体等に対して要する経費 仕様書；2 業務内容（1）の記載の実施団体等に対して要する経費が「上限6万円」を超える場合は、業務委託金額内で差額分を補填することは構いませんか。1団体6万円以内でなければならないですか。</p>	<p>実施団体等や委託者指定団体に対して要する経費（講師謝金含む）は、1団体6万円を上限に委託者が負担し、6万円を超える部分の経費は、受託者が業務委託額（契約額）の範囲で補填して下さい。1団体当たりの本経費を6万円以内とするものではありません。 (例) 10万円/1団体の場合、委託者が6万円、受託者が4万円を負担</p>

※質問文は、原文どおり掲載しております。